

業務管理体制の整備に関する届出の受付窓口一覧

1 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者

- (1) 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 → 厚生労働省老健局
- (2) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 → 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事

2 地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者

- (1) 全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者 → 市町村
- (2) 上記以外の事業者 → 県（本庁）

3 1及び2以外の事業者

- (1) 施設（居住）系サービス事業所を含む事業者 → 県（本庁）
- (2) 事業所等が3以上の福祉事務所所管区域に所在する事業者 → 県（本庁）
- (3) 全ての事業所等が那覇市内に所在する事業者 → 県（本庁）
- (4) 上記以外の事業者 → 県（福祉事務所）

※ ただし、2の福祉事務所所管区域に所在する事業者は、事業所数の多い福祉事務所。同数の場合は主たる事務所の所在する福祉事務所。